

28 岩 畜 協 発 162 号
平成 28 年 5 月 11 日

肉用牛肥育経営安定特別対策事業
第 2 業対補填金交付契約者 様

一般社団法人岩手県畜産協会
会長理事 田 沼 征 彦

肉用牛肥育経営安定特別対策事業における肥育牛補填金交付契約の終了について

貴殿との肉用牛肥育経営安定特別対策事業における肥育牛補填金交付契約の有効期間は、平成 28 年 3 月 31 日をもって終了いたしましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、納付いただいた生産者積立金につきましては、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに販売された肥育牛を対象とした肥育牛補填金交付に充てた額を控除し、平成 28 年 5 月末日時点の肥育安定基金の残額をもって清算します。

この場合、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、生産者積立金の納付月齢に達した契約肥育牛について生産者積立金を納付した額に応じて清算することとなりますのでご了解願います。ただし、在庫牛（契約肥育牛のうち販売確認申出書又は肥育牛異動報告書の提出の必要がない牛）については、肥育安定基金の残高の範囲で生産者積立金相当額を優先的に精算いたします。

また、生産者積立金の納付月齢に達する前に販売された契約肥育牛に係る生産者積立金については、すみやかに納付していただきますようお願いいたします。

なお、平成 28 年 2 月及び 3 月に販売された契約肥育牛が、肥育牛補填金交付の対象となった場合、肥育牛補填金は、平成 28 年 4 月（平成 28 年 2 月分の概算払）または 5 月に支払うことといたします。